第１表の１

５多東寺方小第１４１号
令和６年　３月　１日

多摩市教育委員会　殿

学校名　多摩市立東寺方小学校
校長名　　伊　藤　智　子　　印

令和６年度教育課程について（届）

多摩市公立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第１３８条の規定に基づき特別支援学級（　　知的障害　　）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

１　教育目標

（１）学校の教育目標

人権尊重の精神に基づき、これからの社会に主体的に対応し、国際社会に貢献できる、心身ともに健康で人間性豊かな児童の育成を目指す。この教育目標を達成するため、次の教育目標を設定する。

◎たくましい子　　○おもいやる子　　○かんがえる子

（２）特別支援学級の教育目標

将来の社会参加を目指して自立の力を養う。

◎ すすんでからだをうごかし、にがてなかだいにちょうせんする子ども
友だちとなかよくかかわる子ども
かだいのたっせいにむけて、さいごまでたのしく学ぶ子ども

（３）学校、学級の教育目標を達成するための基本方針

①体育的行事や全校での運動月間の取り組み、多様な障害者スポーツ等への参加や外遊びの推奨を通して運動に親しませ、運動を日常化することで、積極的に心身の健康の増進を図っていく態度や習慣を身に付けさせる。

②児童が認め合い・支え合い・高め合える温かい人間関係を育むために人と関わる力としてコミュニケーション能力を育てる。

③通常の学級の児童との交流及び共同学習の推進を図るとともに、市内の特別支援学級の児童・生徒との交流を図り、経験を広め、社会性を養い、大きな集団の中でも行動できる力を付けさせる。

④学ぶことの楽しさや成就感を体得させるため、一人一人の実態把握に努め、個に応じた指導方法・指導体制を工夫し、発達の段階に応じた基礎的・基本的な知識・技能を身に付けさせる。また、教育効果を高めるため、学習内容に応じて個別学習や集団学習など授業形態を工夫し、主体的に学びに向き合う態度を育てていく。

⑤児童の障害や身体状況について的確に把握し、個々に応じて柔軟な指導を行うために学校生活支援シートを保護者と共に作成し、適切な指導と必要な支援の充実に努める。

⑥一人一人の適切な指導及び支援を行うため、学校生活支援シートを基に保護者や特別支援教育コーディネーター、専門機関と連携を図りながら個別指導計画を作成する。個別指導計画は、定期的に見直しを行い、保護者等が見ても分かる手だての工夫や、合理的配慮を明記することで、教育効果を高めていく。児童の進学等の移行期には、関係機関との連携を図り、合理的配慮の引継ぎ等も行う。

⑦使用する教科書については使用目的や方法などを事前に保護者と話し合い、共通理解を図る。

⑧児童の障害の特性に応じて、教室環境の整備や指導方法を工夫していく。寺小スタンダード及び、ＩＣＴ機器等の活用、プログラミング教育やユニバーサルデザイン的手法を用いた授業の展開を行い、分かりやすく、生活の中で活用できる学習や、自立と社会参加を意識した指導を行っていく。
ＩＣＴ機器等の活用については、基本的操作を身に付けさせるとともに、情報モラルやＳＮＳ学校ルールの指導を徹底する

学校名　　多摩市立　東寺方　小学校

特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）

２　指導の重点

（１）　各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

①　各教科

ア　個々の児童の発達の段階に応じて各教科の基本的な知識・技能を系統的に培うため教材を効果的に使うとともに、ユニバーサルデザイン的手法を用いた授業展開を進める。また、ＩＣＴ機器等の効果的な活用を通して、積極的に活用できるようにする。

イ　日常生活に結び付いた具体的な活動を中心に据え、繰り返し練習したことが日常生活で役に立ち、自信をもって生活する経験を積み重ねることで、自己肯定感を高められるようにする。

②　道徳科

ア　自己の生き方及びその基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導を行う。

イ　「考え、議論する道徳」を目指し、ロールプレイング等の体験的な活動を取り入れたり教材を工夫したりして児童の道徳的判断力・心情・実践意欲や態度を養い、豊かな心を育てる。また、いじめに関する授業を年３回計画的に位置付ける。

③　外国語活動

ア　外国語に慣れ親しませる活動を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、すすんでコミュニケーションを図ろうとする態度を育成することをねらいとし、生活単元学習の時間で実施する。

④　総合的な学習の時間

ア　ＳＤＧｓを踏まえたＥＳＤを年間指導計画の核に位置付け、生命の大切さや自然環境が自分たちに与える影響について体感させるため、たけのこ掘りや大栗川の活動・野菜の栽培など地域性を生かした取組を行う。これらの活動を通して豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の担い手となるために必要な心情を育てる。

イ　交流会等を通して交流学級とのつながりを深め、自分や相手を大切にし、協働の意義を味わわせる。

⑤　特別活動

ア　学級での役割や学校行事、クラブ・委員会活動等を通して、集団の一員としての自覚と安心感をもたせ、自己肯定感や自己有用感を高めながら、自主的、実践的な態度を育成していく。

イ　キャリア･パスポートを活用し､将来の夢に向けた自己実現や社会参加への意欲と態度を培う。

⑥　自立活動

ア　日常生活の指導の時間をはじめとする教育活動全般を通して、一人一人の実態に即して身辺処理能力を高めたり、言葉によるコミュニケーション能力を育て、精神面の安定やより良い対人関係を築こうとする心情を育てたりする。(コミュニケーション)

イ　生活単元学習の手芸や料理実習等を通して手指の巧緻性を高める。(身体の動き)

（２）　生活指導

①基本的な生活習慣を身に付けさせ、身辺整理等自分のことは自分で行おうとする態度を養うとともに、集団生活の基本的なルールを身に付けさせる。

②いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努めるとともに、一人一人の児童にとって､「SOS」が出しやすい環境や人間関係を確保できるように努める。また、いじめの研修を年３回実施し、いじめについて細やかな対応を考える。

③不登校対策として、校内対策委員会やスクールカウンセラーと連携を図り、自己肯定感を高める教育活動を推進する。また、個別にオンラインの活用や、登下校の支援等を行う。

④学級や交流学級の友達との関わりの中で、協力することの大切さを知り、思いやりの気持ちを育てる。

⑤「東京マイ・タイムライン」や「防災ノート～災害と安全～」等を活用し、緊急時に危険な場所や状況を予測・回避することや、ＳＯＳの出し方など、援助を求めることができるように指導し、自らの命を守ろうとする態度や能力を身に付けさせる。

⑥アレルギー疾患の有無について把握し、学校生活上配慮を要する場合や緊急時の対応を確認する。

⑦外遊びの奨励やラジオ体操・縄跳び・マラソン旬間に積極的に参加させ、心身の健康教育の充実に努める。

第１表の３

学校名　　多摩市立　東寺方　小学校

特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）

（３）　進路指導

①キャリア・パスポートを活用したり、高校・職業訓練校等の授業内容を伝えたりすることを通して、望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識等を身に付けさせ、将来の進学や就労に向けての見通しを主体的にもてるように指導する。

②進路指導の際は、保護者の考えや家庭の事情を考慮したり、保護者の同意を得た上で、児童の障害の実態や特性について主治医等の意見を聞いたりしながら適切な指導を行う。

３　教育目標達成のための特色ある教育活動・その他の配慮事項

（１）　特色ある教育活動

①縦割り班活動に参加し、異学年交流を推進する。

②特別活動や学校行事、給食の時間等を通して、通常の学級の児童との交流及び共同学習を進める。また、児童の実態に応じて、教科学習の交流や市内の特別支援学級との合同学習・交流を進め、社会性を培う。

③地域の人材や環境を生かした学習を継続することで、地域で生きていく素地を養ったり、市民キャリアの方々の専門的な授業を通して、考える力やコミュニケーション力を育成したりする。

（２）　その他の配慮事項

①クラブ・委員会活動、縦割り班活動では、児童に応じて担任が同行し支援しながら活動させる。

②社会科見学、集団宿泊等で公共施設の利用方法に慣れ、身に付けた力を家庭生活でも生かせるようにする。

③連絡帳・学級通信・保護者会・個人面談等で家庭との連絡を密にして共通理解を図り、協力体制を整える。

第２表の１

学校名　　多摩市立　東寺方　小学校

特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）

４　授業日数及び授業時数の配当

（1）年間授業日数配当表

月／学年	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	合計
１年	16	21	20	14	3	19	22	21	17	18	18	15	204
２年	16	21	20	14	3	19	22	21	17	18	18	15	204
３年	16	21	20	14	3	19	22	21	17	18	18	15	204
４年	16	21	20	14	3	19	22	21	17	18	18	15	204
５年	16	21	20	14	3	19	22	21	17	18	18	16	205
６年	16	21	20	14	3	19	22	21	17	18	18	16	205
備考	・第１・２・３・４学年は、卒業式に出席しないため、授業日数が第５・６学年より１日減となる。 ・8 月 28 日（水）、8 月 29 日（木）、8 月 30 日（金）、1 月 7 日（月）を授業日とする。 ・多摩市公立学校の管理運営に関する規則、第 3 条第 2 項に基づき、2 学期制とする。 ・前期始業式を 4 月 8 日（月）、前期終業式を 9 月 20 日（金）とし、後期始業式を 9 月 24 日（火）、修了式を 3 月 24 日（月）とする。												

（２）各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の年間授業時数配当表

①　各教科

教科名／学年			1	2	3	4	5	6
			学年別授業時数					
各教科	国　語							
	社　会							
	算　数							
	理　科							
	生　活							
	音　楽							
	図画工作							
	家　庭							
	体　育							
	外国語							
知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科		内　容						
	生　活	身辺生活の処理、手伝いや仕事等 (各教科等を合わせた指導で行う)						
	国　語	聞く、話す、文字の読み書き 漢字、文章表現、言葉のきまり等	204	210	210	210	210	210
	算　数	数の計算、重さ、長さ、かさ、 広さ、図形、時計の読み等	136	140	140	140	140	140
	音　楽	歌、楽器演奏、身体表現、 リズム、合奏、鑑賞等	68	70	70	70	70	70
	図画工作	絵画、工作、造形遊び、 道具の扱い方、鑑賞等	68	70	70	70	70	70
	体　育	基本的な運動、道具を使った運動、水の中での運動、表現等	102	105	105	105	105	105
小　計			578	595	595	595	595	595

第２表の２

学校名　　多摩市立　東寺方　小学校

特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）

②　道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

領域＼内容・学年	内容	学年別授業時数					
		1	2	3	4	5	6
道徳	気持ちのよい挨拶をする、きまりを守る、友達と仲良くする等	34	35	35	35	35	35
外国語活動	身近な生活の中で見聞きする英語に慣れ、親しみ、コミュニケーションをとる	＼	＼	＼	＼	＼	＼
総合的な学習の時間	栽培・生産活動、交流等地域性を生かした取り組みを通して、人や動物・自然と積極的にかかわる	＼	＼	70	70	70	70
特別活動（学級活動）	話し合い活動を通して自分の役割や協力・責任について学ぶ	34	35	35	35	35	35
自立活動	コミュニケーション能力の育成 身体や手指機能の向上等 （各教科等を合わせた指導の中で行う）	＼	＼	＼	＼	＼	＼
小　計	＼	68	70	140	140	140	140

③　各教科等を合わせた指導

指導の形態＼内容・学年		学年別授業時数					
		1	2	3	4	5	6
日常生活の指導	身支度、挨拶、朝・帰りの会、 食事、清掃、健康観察等	102	105	105	105	70	70
遊びの指導	＼	＼	＼	＼	＼	＼	＼
生活単元学習	自然、動・植物の世話、 野菜の栽培、季節の行事、宿泊行事、調理学習、 買い物学習、外国語活動、理科・社会的な学習等	102	140	140	175	210	210
作業学習	＼	＼	＼	＼	＼	＼	＼
小　計	＼	204	245	245	280	280	280

（３）年間総授業時数

		1	2	3	4	5	6
年間総授業時数（①＋②＋③）		850	910	980	1015	1015	1015
備　考	・1単位時間は45分とする。 ・自立活動は特設せず、日常生活の指導や生活単元学習など各教科等を合わせた指導の中で指導する。 ・委員会活動は11回（月曜日の6校時、または水曜日の5校時）とする。 ・クラブ活動は11回（月曜日の6校時、または水曜日の5校時）とする。						